3　新設保険者等に係る平成二十八年度における加入者見込数は、第十九条第三項及び前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（補正後概算後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担見込額の算定方法）

第五条の二の十二　法附則第十四条の九第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額（附則第五条の二の二十第一項第十号において「補正後加入者一人当たり負担見込額」という。）は、法附則第十四条の九第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（補正後加入者見込数の算定方法）

第五条の二の十三　法附則第十四条の九第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数（次項において「補正後加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度における加入者見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　イに掲げる数に口に掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における加入者見込数に平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

ロ　法附則第十三条の六第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

2　平成二十六年四月二日以降に新たに設立された被用者保険等保険者及び同日から平成二十八年四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者（以下この項において「新設被用者保険等保険者等」という。）に係る補正後加入者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設被用者保険等保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数の算定方法）

第五条の二の十四　法附則第十四条の九第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者見込数の総数とする。

（補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第五条の二の十五　附則第五条の二の十二の規定は、法附則第十四条の十第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総額で除して得た額（附則第五条の二の二十第一項第十二号において「補正後加入者一人当たり負担額」という。）の算定について準用する。この場合において、附則第五条の二の十二（見出しを含む。）の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

補正後概算後期高齢者支援金	補正後確定後期高齢者支援金
法附則第十四条の九第二項	法附則第十四条の十第二項
補正前概算後期高齢者支援金総額	補正前確定後期高齢者支援金総額
補正後加入者見込数	補正後加入者数

（補正後加入者数の算定方法）

第五条の二の十六　法附則第十四条の十第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度における当該保険者に係る加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　イに掲げる数に口に掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における当該保険者に係る特定加入者（法附則第十三条の六第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。附則第五条の二の十八第一項及び第二項において同じ。）である者の数

ロ　法附則第十三条の七第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

（全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数の算定方法）

第五条の二の十七　法附則第十四条の十第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者数の総数とする。

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第五条の二の十八　被用者保険等保険者は、第四十四条第一項から第四項までに定めるもののほか、支払基金に対し、平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、平成二十九年六月一日までに報告しなければならない。

2　合併、分割又は解散が平成二十八年四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、第四十四条各項及び前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（端数計算）

第五条の二の十九　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

附則第五条の二第一項に規定する前期高齢者給付費見込額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第五条の二の二に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額	
附則第五条の二の十第一号本文に掲げる額	一未満の端数を四捨五入する
附則第五条の二の三第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	
附則第五条の二の七第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	